

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月6日

【会社名】 株式会社省電舎

【英訳名】 SHODENSYA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鷓 澤 利 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目2番11号

【電話番号】 03 6821 0004(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福 本 裕 士

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目2番11号

【電話番号】 03 6821 0004(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福 本 裕 士

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 第6回新株引受証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 840,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
298,440,000円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第 1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券（第 6 回新株予約権証券）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	6,000個（新株予約権 1 個につき目的となる株式数100株）
発行価額の総額	840,000円
発行価格	1 個につき140円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり1.4 円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年10月24日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社省電舎 管理本部 経営管理部 東京都港区芝大門二丁目 2 番11号
払込期日	平成28年10月24日（月）
割当日	平成28年10月24日（月）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店 東京都港区麻布十番 1 丁目10番 3 号

## (注)

1. 本有価証券届出書にかかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成28年10月 6日（木）開催の取締役会決議によるものです。
2. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
3. 申込方法は、本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記表中の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、ます。
4. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
5. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は600,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金496円とする。ただし、行使価額は本欄第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{1株当たり}} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権・新株予約権付社債の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金297,600,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年10月24日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成30年10月23日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社省電舎 管理本部 経営管理部 東京都港区芝大門二丁目2番11号 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店 東京都港区麻布十番1丁目10番3号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金1000円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 当社は、平成29年10月24日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり140円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編成行為をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)

1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- ・本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ・本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

- ・会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- ・本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- ・その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
298,440,000	8,000,000	290,440,000

(注)

1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（840,000円）と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額（297,600,000円）の合計額（298,440,000円）であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は割当予定先の属性チェックのための調査費用1,900千円、登記関連費用2,000千円、価値算定費用2,500千円、弁護士等第三者委員への支払費用1,000千円、その他費用600千円です。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少致します。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行により調達した資金の具体的な使途は以下のとおりであります。資金調達額の総額は本新株予約権の行使状況により変動いたしますが、以下においては、本新株予約権の全てが行使され、払込金額の総額が298,440,000円、発行諸費用の概算額が8,000,000円、差引手取概算額が290,440,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。

本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があります。これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、収益化にもっとも近い案件を優先して資金投入をいたすよう、その都度、取締役会で適切な決定をしております。

## 新株予約権による調達資金の使途と計画

## 新株予約権発行額の払い込みによる調達資金予定日

調達予定日	金額	内訳
平成28年10月24日		新株予約権発行額840,000円を全額発行費用へ
平成28年10月31日～		新株予約権行使額（3,000個分）148,800,000円
12月31日	142,640,000円	発行諸費用 6,160,000円 発行諸費用払込後手取金額 142,640,000円
平成28年11月30日～		新株予約権行使額（3,000個分）148,800,000円
平成29年1月31日	147,800,000円	発行諸費用 1,000,000円 発行諸費用払込後手取金額 147,800,000円

## 上記に対応する資金使途

支出予定日	金額	使途概要
平成28年10月31日～11月30日	100,000,000円	再生エネルギー関連事業運転資金 (PKS初回仕入れ資金)
平成28年10月31日～12月31日	70,440,000円	再生エネルギー関連事業運転資金 (太陽光発電設備施工部材仕入れ)
	100,000,000円	再生エネルギー関連事業設備資金 (妙高発電所)
	10,000,000円	その他再生エネルギー設備仕入れ
平成28年11月30日～ 平成29年3月31日	10,000,000円	省エネルギー事業運転資金

## 再生エネルギー関連事業運転資金

現在、当社で取り組んでいます、バイオマス燃料の供給事業は、高効率なバイオマス燃料の安定した供給先の確保と、国際的な連携を事業の基盤といたします。

その事業基盤確立を急ぐため、当社は、先行してインドネシアにおけるバイオマス燃料事業に進出をした、株式会社タカフジとの提携（平成28年6月17日開示）を発表いたしました。株式会社タカフジは、その他にも、地熱を活用したトマト・パプリカの温室栽培を手掛けるなど、再生エネルギー関連事業に意欲的であったことから、当社が今後、多面的な再生エネルギー事業を展開するにあたり、提携先として、たいへん適した企業です。

株式会社タカフジとの提携等によって、現在、事業化を進めております、インドネシアで調達するPKS等バイオマス燃料（用語注1）には日本国内のバイオマス発電所建設が進む中で多大なニーズが予想されています。これらの事業推進には、PKS等バイオマス燃料の仕入れ、中期的な人員の投入と海外での継続的な事業活動、その加工を行うビジネスラインとの連携構築などが必要となります。すでに、株式会社タカフジと当社は、現地でのPKS調達交渉に入っております。

当該バイオマス燃料供給事業の本格的立上げのため、バイオマス燃料の初回仕入れ額として、最大1万トンを予定しており、当初、100百万円の資金投入を計画しております。

バイオマス燃料初回仕入金額 100百万円

## 再生エネルギー関連事業（用語注1）運転資金

現在、太陽光発電関連事業は、電力の固定買取価格の下落（平成24年度には10kw以上で1kw当たり40円だった買取価格が2016年度には24円とされている）に端を発しこれまでのような高成長は望めない事業となっておりますが、案件によっては、電力買取価格が28円以上（用語注1）の時期（平成27年6月まで）に承認されたものの、資金不足などの理由によって、未だ事業化されていない、より高い収益機会（電力買取価格が28円以上の未完成案件）が存在しています。このような、残存する高収益案件の開発販売事業に、70,440千円を投入する予定です。

現在、上記高い収益が期待される太陽光案件が複数あり、その中でも当期の売上に貢献すると想定される3件（群馬県 1件、福岡県 2件、合計で5MW相当）の成約に向け、案件推進しております。本3案件の推進に関し、契約時に契約時金を受取り、当社の部材発注、施工業者への前渡金等に充当する予定ではありますが、契約条件によってはお客様からの契約時入金前に発注手配、発注時金の支払が発生する可能性があります。そういった場合にも納期を重視して先行支払いを可能とするための資金充当となります。お客様からの契約時入金前に発注、支払が発生する可能性のある部材として、太陽光パネル、パワーコン（パワーコンディショナー：太陽光発電システムで発電された直流の電気を一般家庭等で使用可能な交流の電気に変換する機器）等納期までに期間がかかる部材がありますが、前述の3件合計でパネル代金としては約350百万円、パワーコン代金として130百万円程度の仕入金が必要となりますので、これら支払の一部として今回調達資金を充当させていただきます。

本調達資金の充当は、お客様からの入金に先行して当社の仕入が発生しない場合は不要となりますので、新株予約権が全額行使され、資金に余剰が発生した場合は で記載しました再生エネルギー事業運転資金（バイオマス燃料供給事業）に充当させていただきます。

なお、これら太陽光発電設備施工案件は全て平成29年3月31日までに完成を予定している案件であり、設備認定が失効する案件はありません。

また、当社は、平成27年3月期より、再生エネルギー事業を柱とした事業構築を進めてまいりましたが、その中心的事業として、太陽光発電事業を展開し、平成27年6月25日に、同事業における設備施工ノウハウを有しておりました、株式会社NEOと事業提携をいたしました。株式会社NEOとの今後の共同事業として、太陽光発電設備以外のバイオマス発電設備の開発を視野に入れており、これらの中期的な事業推進によって、当社グループとしては、バイオマス関連事業（用語注2）における原材料の供給、加工、電力供給まで一貫した事業展開を企図しております。

なお、当社が平成27年12月28日付「ライツ・オフリングの調達資金の一部資金用途の変更について」にて開示致しました通り、平成27年9月30日現在のライツ・オフリング調達資金の残高338百万円につきましては、中国地方の太陽光発電所分譲案件の土地取得資金として155百万円、太陽光発電所権利取得資金として31百万円、工事原価（部材・下請け業者）支払に152百万円を平成28年3月末までに充当させて頂き、本案件は平成28年3月期の当社グループの業績に営業利益ベースで約40百万円貢献する結果となっております。

太陽光発電設備施工部材仕入れ資金 70百万円

再生エネルギー事業 関連設備建設資金

平成28年10月6日の当社取締役会で決議し、連結子会社となる株式会社エールケンフォー（以下、「エールケンフォー社」）で取り扱う、寒冷地向け太陽光発電用設備（太陽の動きに合わせてパネルの方向が変わる、自動追尾システムを装填）は、本年8月31日に新潟県妙高市での商業運用を開始しております。当該商材の開発・運用については、積雪による影響のデータ収集後、他地域での商品投入を展開する予定であります。

同地に建設した太陽光発電設備の設備投資資金として、総額で437百万円程度が必要となりました（権利金48百万円、部材代金232百万円、工事代金157百万円）が、すでにエールケンフォー社より87百万円が拠出され、りそな銀行からエールケンフォー社に対して250百万円程度の借入が実行されております。当該設備代金の未払い金残額100百万円を、調達資金より支払うことを計画しておりますが、同資金は、グループ内において当社がエールケンフォー社から借り入れております150百万円の一部返済金として支払いをした上でエールケンフォー社からの設備資金として支払われます。

これにより、グループ内で寒冷地向けの太陽光発電設備の施工・運営ノウハウ、データを取得し、今後、未開拓の東北・北陸・北海道地域の市場開拓を行う予定であります。

妙高市太陽光発電設備建設資金 100百万円

なお、エールケンフォー社の業績推移は以下の通りです。

単位：千円

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
売上	702	529,611	1,768,682
営業利益	87	27,781	217,934
経常利益	87	27,856	217,231
当期純利益	17	21,478	131,096

#### その他再生可能エネルギー設備仕入れ

太陽光発電設備に代わる再生可能エネルギー設備として、バイオガス、木材のガス化等の検討する中で、廃棄物量及び処理費用低減のための設備の導入についても推進しております。廃棄物量及び処理費用低減は食品事業者、畜産業者、廃棄物処理事業者において大きな課題であり、当社が提案する有機性廃棄物を急速に発酵・乾燥させ肥料、飼料、バイオマス燃料等の有価物として資源化するシステムにより、燃料化すれば再生可能エネルギーとしての売電も検討可能ですが、各事業者にとっては廃棄物処理費用低減による費用削減のみでも十分にメリット創出可能です。本システムを既に4社に提案し、うち1社には見積提出済であります。本設備の当社仕入代金は廃棄物の処理量により変動しますが、3～5億円程度と考えております。本設備の仕入資金の発注時金として100万円を今回の調達資金より充当することを考えております。

#### 省エネルギー事業（用語注3）運転資金

省エネルギー事業については、前期までは、事業の集中と選択の観点から、当該事業からの撤退を決議し、経営資源の投入を控えてきました。しかしながら、資源エネルギー庁が平成27年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」において2030年度は電力需要を2013年度比で17%減とする省エネルギー目標を掲げており、省エネルギーに対する需要が増大することが予想されるため、今期より方針を変更し、当社グループの柱の一つとして、積極的に展開していきます。

また今回連結子会社とする予定の株式会社エールケンフォーの代表であり、当社創業者でもある中村健治氏の取締役就任が当社の省エネルギー事業の推進力強化につながるものと判断しております。

エールケンフォー社においては、従来の太陽光発電関連事業において、業績を上げて参りましたが、省エネルギー事業につきましては、次世代LED照明器、投光器など、少数の有望な商材の開発に成功したものの、継続的・先進的な新商品の開発と、販売網の構築は、現在の課題となっております。また、当社においても、これまで開拓したクライアントに対して、エールケンフォー社製以外の有望な商材を提案すべく、商品仕入れを行います。

そこで、省エネルギー製商品の開発、販売網の構築、人材の拡充、製品の仕入れ等に対して、運転資金として100万円の資金を投入し、早急な売上利益の貢献を目指します。

販売網構築、人材拡充 100万円

- (注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。
- (注2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、収益化にもっとも近い案件を優先して資金投入をいたすよう、その都度、取締役会で適切な決定をしております。

**(用語注1)再生エネルギー事業(再生可能エネルギー事業)**

石油をはじめ、化石燃料をはじめとした、有限の資源を利用する、「枯渇性エネルギー」に対して、定常的に補てんされる自然エネルギーを利用したエネルギー事業を再生エネルギー事業、あるいは再生可能エネルギー事業と呼んでおります。

この再生エネルギーの活用は、資源の有限性対策、地球温暖化などの環境対策において、その中核を担う事業であり、社会的な意義の重要性からも、その成長性が期待される分野です。平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取取り制度が始まり、それに伴い、同年から平成26年度までの再生可能エネルギー(大規模水力発電を除く)設備容量は、年率33%の伸びを実現してきました(資源エネルギー庁、再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック)。

当社では、平成26年3月期より、本格的に再生エネルギー事業へ参入し、主に太陽光発電設備の開発などで、事業展開をしてまいりました。

平成28年4月からは、太陽光発電による電力買取価格は下落(10kW以上、調達価格1kWh当たり24円。出典資源エネルギー庁、再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック)し、事業環境は厳しくなりますが、当社では、太陽光以外の再生可能エネルギーとして、植物などを利用するバイオマス資源の活用に注目しております。バイオマスを資源とした発電技術は、日々、発展しており、それに伴う資源の確保が課題となっております。当社では、パームヤシの実から取り出す殻(パームヤシ殻=PKS)などに注目し、PKS、あるいは木質チップの供給、活用、これを使った電力設備の建設運用などを検討しています。

**(用語注2)バイオマス関連事業**

再生エネルギー事業の中のひとつ。再生エネルギー事業で使われる自然エネルギーには、太陽光や水力などの自然資源があるが、植物のような生き物を利用してエネルギーを取り出す事業をバイオマス発電事業といいます。このバイオマス発電に利用する原材料(バイオマス)を供給、活用する事業をバイオマス事業と呼んでおります。

**(用語注3)省エネルギー事業**

地球温暖化の問題が国際的に議論され、現在では国ごとに<sup>27</sup>2の削減目標を持ち、国内の対策を進めています。その中で、建物や住居から出るCO2を恒常的に削減するため、平成25年10月に、それまでの「次世代省エネルギー基準」が見直されました(改正省エネ基準)。

さらに、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、2020年までにはこの基準を段階的に義務化する方向を政府が発表しています。この実現のためには、冷暖房設備、換気、給湯、照明設備の使用基準を満たす必要があり、これらに関連する技術、商材が、大きな事業機会を得ることになります。

当社では、平成27年2月に、再生エネルギー事業への経営資源の集中を実行するため、一部の継続案件を除き、同事業からの撤退を発表いたしましたが、平成28年10月6日の開示で、株式会社エール及び株式会社エールケンフォーの連結子会社化により、再度、同事業をもう一つの柱にまいります。

株式会社エールケンフォーでは、LED等省エネ照明器具などを取り扱っております。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

( 新株予約権の割当予定先 )

( ) 中村健治

## a 割当予定先の概要

氏名	中村健治
住所	東京都渋谷区
職業の内容	株式会社エールケンフォー代表取締役社長 当社取締役

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	304,500株
人事関係	中村健治が当社取締役を兼任しております。	
資金関係	当社が、株式会社エールケンフォーより1億50百万円の借入があります	
技術又は取引関係	株式会社エールケンフォーと以下の取引があります。 売上：約1百万円 物品販売等 仕入：約6百万円 請負工事	

(注)本書提出日現在の関係を記載しております。

( ) 西島修

## a 割当予定先の概要

名称	西島修
住所	埼玉県入間市
職業の内容	不動産業経営

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません
人事関係	当社取締役（社外）
資金関係	該当事項はありません
技術または取引関係	該当事項はありません

(注)本書提出日現在の関係を記載しております。

## c 割当予定先の選定理由

中村健治

中村氏は、当社取締役であり、当社の創業者でもあります。

また、平成28年10月27日に効力発生予定の簡易株式交換に伴い連結子会社化が予定されている、株式会社エール、および株式会社エールケンフォアの代表取締役であります。

株式会社エールは、株式会社エールケンフォアの発行済株式総数の51%を保有(その他の株主は、中村健治26.4%、中村浩子(中村健治の配偶者)13.9%、中村美樹(中村健治の娘)8.6%であります)しておりますが、実質的な事業は、株式会社エールケンフォアが行っております。なお、株式会社エールの株主は、中村氏一人であります。

今回予定されております、簡易株式交換によって、株式会社エールは、当社の完全子会社となります。

中村氏は、平成25年3月末まで当社代表取締役を務め、その後、事業の海外展開を目指す目的により、より国際的経験を持つ代表者に代表権を付与(二人代表制)し、自らは翌平成26年1月10日に、代表取締役及び取締役を退任しておりました。その後は、当社の筆頭株主(平成28年3月31日現在、発行済み株式総数の16.5%保有)ではありますが、昨年度まで経営に関与しておりませんでした。

中村氏が経営する、株式会社エールケンフォアでは、当社が、省エネルギー事業を縮小させた平成25年以降、独自に当該事業の再構築を進めて参りました。その結果、平成27年8月期決算(エールケンフォア)において、売上高1,768百万円、営業利益217百万円を計上し、事業再生の基盤が出来上がりました。

当社が、今後、再生エネルギー事業とともに、省エネルギー事業を、もう一つの柱として展開するにあたり、株式会社エール(エールケンフォアの親会社)、株式会社エールケンフォアを新規連結することは今後作成する事業計画の柱であり、同事業を再建してきた、代表取締役の中村氏は、今後、省エネルギー事業推進のキーパーソンであります。

そこで、省エネ事業推進を図り、同事業をもう一つの柱として成長させることを企図し、株式会社エール、株式会社エールケンフォアの代表者である中村氏に、割り当てるものであります。

西島修

西島氏は、当社社外取締役です。

西島氏は本年6月の定時株主総会で取締役に就任しておりますが、主に、社外役員として当社の管理体制、経営体制のチェック、開示体制の再構築について重要な助言を期待しております。

当社では、昨年までの間、第三者割当増資の開示後の中止や、ライツ・オフリングによって調達した資金の用途の大きな変更など、経営体制が十分に整備していれば回避できたはずの事由が生じておりました。

一方で、西島氏は、株式会社アパマンショップの常務取締役を経験するなど、上場企業の開示体制にも精通しており、当社としては、今後の管理体制、ガバナンスの向上に対して、多大な役割を期待しております。当社管理体制の再構築を中期的にになって頂くにあたり、本新株予約権の引受先として適切であると判断いたしました。

また、当該割当てが役員報酬の一部にあたるか否かの議論をいたしましたが、当該割当てには、公正な価格での対価が発生しており、役員報酬には当たらないと判断をしております。本新株予約権の発行につきましては、その内容につき、独立第三者意見を頂いておりますが、当意見書の中にも、同様の理由により、役員報酬には当たらず、株主総会の決議事項ではない旨、記載されております。

なお、本新株予約権の割当全てを行使した場合であっても、その所有議決権の割合は16.38%であり、西島氏の社外取締役としての社外性に影響は無いものと判断しております。

また、社外独立役員は、上場規定企業行動規範により、「一般株主と利益相反の恐れがない社外役員」という説明をされており、東証は、「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)において、典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を規定していますが、今回の割当てがそのいずれにも該当せず、逆に保有株が生じることで、より、一般株主と同じ視線で取締役の業務執行を管理することにつながると判断しており、独立性にも問題はないと考えます。

## d 割り当てようとする株式の数

中村健治氏に割り当てる新株予約権の数は、2,000個(目的となる株式の数は200,000株)であります。

西島修氏に割り当てる新株予約権の数は、4,000個(目的となる株式の数は400,000株)であります。

## e 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と中村健治氏、西島修氏との間で、継続保有に関する取り決めはありませんが、取締役会の承認がなければ、第三者に譲渡することはできません。

新株予約権の行使につきましては、資金使途で説明しました事業の進捗を見ながら、不要な希薄化は起こさないようにするとともに、事業が計画通りにいけば、中村氏が10月31日から12月31日頃に2,000個、西島氏が10月31日～11月30日頃に1,000個、11月30日頃～翌年1月31日頃に3,000個の行使をする予定と聞いております。

また、新株予約権行使後の株式につきましては、中村氏は、約1年後から徐々に売却をしていく意向であるものの、短期的な売却益を目的としない方針であり、市場に過度な影響を与えるような売却は控え、適切な時期に換金をする予定と聞いております。また、西島氏は、中期的な保有方針と聞いております。

## f 払込みに要する資金等の状況

## 中村健治氏

新株予約権の発行価額の払込資金及び行使時払込金の一部については、預金通帳などで確認しており、自己資金との説明を受けております。また、行使時払込金の残額については、別途自己資金を充当すると聞いております。当社としても、中村氏の預金残高と現金の合計が行使時払込金の全額を上回ることを預金通帳の写しと現金で確認しており、財産確認として問題はないと判断しております。

## 西島修氏

新株予約権の発行価格の払込資金及び行使時払込金の一部については、残高証明などで確認しており、自己資金との説明を受けております。また、行使時払込金の残額は、別途自己資金を充当すると聞いており、当社としても、西島氏が代表を務める会社への貸付契約書（10月末返済予定）、同社の預金残高のコピーを確認し、当該回収金が本新株予約権の行使に充当される蓋然性は高いと考え、財産確認として問題ないと判断しております。

## g 割当先の実態

## 中村健治氏

中村健治氏は、当社取締役であり、同氏が反社会的勢力、あるいは反社会的勢力と関係がある人物でないことは、本人から確認書を受領し、当社としても外部機関（株式会社セキュリティ&リサーチ東京都港区 代表取締役羽田寿次）より確認をしております。

## 西島修氏

西島修氏は、当社取締役であり、同氏が反社会的勢力、あるいは反社会的勢力と関係がある人物でないことは、本人から確認書を受領し、当社としても外部機関（株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区 代表取締役 羽田寿次）より確認をしております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、取締役会の承認がなければ、第三者に譲渡することはできません。なお、新株予約権行使後の株式については譲渡制限は付してありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（533円）、ボラティリティ（46.24%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（-0.278%）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。）及び、権利行使の数量（1取引日当たり過去3年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、この評価（本新株予約権1個あたり140円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金140円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年10月5日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（533円）に対して93%に相当する金額としました。

権利行使価格は、当該発行に係る決議日直前取引日（平成28年10月5日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対する93%の価格といたします。7%のディスカウント率は、当社株式が、時価総額基準による上場廃止猶予期間にあることから、割当先が負う価格下落リスクを考慮したものであります。本新株予約権の割当先が当社取締役であることを考慮しても、当該ディスカウント率は適切である旨、第三者委員会でも検討の上、結論を頂いており、独立第三者意見として、その旨、記載されております。

なお、平成28年10月6日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、本新株予約権の発行については、平成28年10月6日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は600,000株（議決権数6,000個）であり、平成28年10月6日現在の当社発行済株式総数1,842,273株（総議決権個数18,416個）を分母とする希薄化率は32.57%（議決権ベースの希薄化率は32.58%）に相当します。

なお、当社は平成28年10月6日の取締役会において、本新株予約権の募集と並行して、株式会社エールとの間で、簡易株式交換の契約締結を決議いたしました。これに伴い、株式会社エールの株主であり、当社取締役である中村健治氏に対し、当社普通株式359,900株を割り当てることを決議しております。

これに伴い、本新株予約権にこの簡易株式交換に伴う新株発行を加えた、合計の新発行株式数は、959,900株（議決権数9,599個）となり、平成28年10月6日現在の発行済株式総数1,842,273株（議決権数18,416個）に対する合計の希薄化率は、52.10%となります。

そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に大幅な希薄化が生じることになります。

しかしながら、以下の点により、希薄化の規模が合理的であると判断しております。

- (ア) 当社は、現在、時価総額基準による東証２部の上場基準に抵触しており、本年11月までに時価総額10億円を安定的に維持しなくてはならず、既存株主にとって、希薄化リスクよりも、上場廃止リスクを回避することが、メリットが大きいと思われること。
- (イ) 当社が関わる創エネ・省エネ事業の成長性は大きく、多様な投資対象が存在するものの、当社の時価総額の25%程度の資金調達では、その成長性の利益に浴することが難しいと思われること。また、他の調達手段の検討につきましては、＜ 6 [大規模な第三者割当の必要性] 2 . 資金調達の方法として本第三者割当を選択した理由＞に記載いたしました。
- (ウ) 本新株予約権の行使価格が、当社一株当たり純資産額よりも大きな価格で行われる為、一株当たり純資産の希薄化が起こらず、逆に上昇すること。
- (エ) 本新株予約権の引受先が当社取締役であり、短期的な売却益を目的とはしない方針のため、短期的に市場に大きな売却圧力がかかりにくいこと。また、新株予約権につきましては、取締役会の承認がなければ譲渡することができないこと。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的となる株式の総数600,000株に係る割当議決権数は6,000個となり、当社の総議決権数18,416個（平成28年10月6日現在）に占める割合が32.58%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
中村健治	東京都渋谷区	304,500	16.53	504,500	20.66
西島修		0		400,000	16.38
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目 14番1号	30,600	1.66	30,600	1.25
岡本佳治	東京都品川区	28,000	1.52	28,000	1.15
西出佳世子	東京都中野区	27,200	1.48	27,200	1.11
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6-1	24,500	1.33	24,500	1.00
久田与次郎	愛知県津島市	22,000	1.19	22,000	0.90
UBS AG SINGAPORE (常任代理人シティバン ク銀行株式会社)	AESCHENVORSTAD1 CH-4051 BASEL SWITZERLAND	20,000	1.09	20,000	0.82
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目 4番地	19,000	1.03	19,000	0.78
野村証券株式会社 野村ネットアンドコール	東京都千代田区大手町2丁 目2-2アーバンネット大 手町ビル20F	15,700	0.85	15,700	0.64
		491,500	26.68	1,091,500	44.69

(注)

- 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年3月31日現在の総議決権数(18,416個)に、本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式(600,000株)に係る議決権の個数(6,000個)を加えた議決権数(24,416個)を分母として算出しております。
- 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

### 1. 募集の目的及び理由

当社及び当社グループは、創業以来、お客さま施設のエネルギー使用状況の調査、省エネルギー設備導入の提案及び施工、省エネルギー設備導入効果の検証・削減保証を行う省エネルギー事業を推進して参りました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災後に端を発した電力供給の逼迫及び電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー市場は、太陽光発電設備の急増等、急激に拡大することとなりました。

このような、事業環境の大きな変化の中、当社は、太陽光関連事業を中心とした、再生エネルギー事業への戦略転換を進め、前々期の営業赤字から、前期、黒字転換することに成功いたしました。

しかしながら、再生エネルギー事業の事業環境変化は激しく、今後の当社成長性をより確実なものにするには、太陽光関連事業以外の商材を付加した「再生エネルギー事業」と、新たな事業環境に対応した「省エネルギー事業」の構築を行い、この2つの柱を充実させ、より強固な事業構成を構築することが急務であります。

そこで、今回の資金調達には、この2つの事業分野への積極的な展開と、提携パートナーとのより強固な関係構築を目的としております。

#### <再生エネルギー事業>

再生エネルギー事業に関しては、事業提携先である、株式会社NEO、株式会社タカフジとの関係（平成28年6月17日開示「株式会社タカフジとの業務提携のお知らせ」ご参照）を強化し、太陽光発電事業の効果的・選別的な投資と、PKS（パームヤシ殻）をはじめとしたバイオマス燃料の供給事業を進めます。

また、今回の取締役会で決議しました、簡易株式交換による株式会社エール及び、株式会社エールケンフォアの連結子会社化（本日開示の「簡易株式交換による、株式会社エールの完全子会社化及び、株式会社エールケンフォアの連結子会社化のお知らせ」参照）により、同社の持つ寒冷地型太陽光発電パネルなどの市場投入を含め、再生エネルギー事業の質の向上と規模拡大を実現いたします。

#### <省エネルギー事業>

省エネルギー事業に関しては、従来の事業に付加し、株式会社エールケンフォーが展開する、LED、特殊塗料などを含む、省エネルギー事業を、より組織的に展開し、グループの片方の柱とすべく、資金を投入する予定です。

### 2. 資金調達の方法として本新株予約権を選択した理由

今回の資金調達の基本的な方針は、中期的・安定的資金を確保すること、現在推進している事業の特性と進捗状況から、機動的かつ確実な資金投入ができるようにすること、および、できるだけ手元資金、グループ内の資金を効率的に活用し、不要な株式の希薄化を避けること、にあります。

このような方針下で、資金調達における手法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。

代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については、前期黒字を計上し、自己資本比率が31.6%まで回復したとはいえ、いまだ前期末における営業キャッシュフローは230百万円であり、財務基盤は脆弱といえ、負債性資産の増加による自己資本比率の低下は避けるべきとの結論に至りました。また、当社は本年11月まで、時価総額基準による上場維持の猶予期間にあり、早期に10億円超の時価総額を安定的に実現する観点からもエクイティ性の資金が望ましいと判断いたしました。

エクイティ性資金の調達を検討する場合、公募増資という方法は、希薄化がすぐに生じる上、株式市場の需給に大きな影響を与え、調達金額に比べてコストが高いなどのデメリットが現時点では、大きいと思われます。また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBでは、希薄化の率が確定できないことから、既存株主の利益への影響が想定でき辛くなります。一方、資金調達額が変動するMSワラント等については、調達資金による事業計画の実施が不安定になりやすくなるうえ、10億円超の時価総額を安定的に実現するには、株式の需給関係に過度の供給圧力を与える手法は、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

そのうえで、当社が資金調達額や新株予約権の行使時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することを重視して検討し、当社取締役を引受先とする、本新株予約権による調達が、現時点における最良の調達方法であると判断いたしました。

また、本新株予約権の発行による資金調達は、下記3に示す特徴をそれぞれ有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。

### 3 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。本新株予約権は、発行当初から最低の行使価額を465円で設定されており、行使価額下方修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価格が下方へ変動することはありません。従いまして、本新株予約権が行使された場合は、株価の変動によっても当初設定の資金調達予定額を下回ることはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数については、600,000株で、変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が1．[新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）]（2）[新株予約権の内容等]「新株予約権の行使時の払込金額」に従って調整されます。本新株予約権には、1．[新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）]（2）[新株予約権の内容等]「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。また、平成29年10月24日以降は、取得日の2週間前までに通知をすることにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得ことができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

#### <メリットとなる要素>

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額の最低価格及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は496円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から600,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。全割当予定先は当社の経営を中期的に理解いただいております。市場で短期的に売却を企図することはない旨、口頭にて方針説明を頂いております。また、新株予約権の行使につきましても、引受先は、事業の資金需要を十分に理解いただいているので、積極的な行使が見込まれます。一方、当該本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が事業進捗に合わせ分散される（事業進捗が予定通りであれば3カ月程度で行使される予定ですが、進捗が遅れた場合は、行使期間もそれに合わせる方針です）ことから、一度に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。

### <デメリットとなる要素>

本新株予約権の行使が進んだ場合、最大で600,000株の希薄化が生じる（今期末にかけては、逆にEPSの増加を見込んでおります） 本新株予約権の行使請求期間である平成28年10月24日から平成30年10月23日までの2年間の期間内に、株式市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること、また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと なんらかの事情により、短期的に予約権の行使と売却が進んだ場合には、株式市場に下落圧力がかかること。ただし、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

### （2）大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株予約権の目的となる株式数600,000株に係る議決権数は6,000個であり、当社の総議決権数18,416個（平成28年10月6日現在）に占める割合が32.58%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、財務指標上の希薄化の課題につきましては、3「発行条件に関する事項」で詳細をご説明したように、問題は無いと判断しております。また、株式市場における需給悪化の影響は否定できませんが、本新株予約権の引受先はいずれも当社取締役であること、本新株予約権が譲渡される場合はその譲渡先の売却方針などを取締役会で検討したうえで承認することなどから、売却時期と手法について、短期的に大量売却をする可能性は実質的に少ないと言えます。

第三者割当増資に係る株主総会決議については、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本新株予約権の第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である、水野靖史氏（弁護士）、桑澤克実氏（公認会計士）、松井孝夫氏（当社社外監査役）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成28年10月5日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

本独立第三者意見は、3名による委員会のかたちをとっております。

水野靖史氏（弁護士）、桑澤克実氏（公認会計士）、松井孝夫氏（当社社外監査役）により、調査がなされ、報告書が提出されております。

### （本独立第三者意見の概要）

#### （ア）結論

本第三者割当による新株予約権の発行条件が相当であり、大幅な希薄化を生じるものであるとはいえ、やむをえなく合理的である。

また、並行して実行予定の簡易株式交換の影響を併せ考慮しても同じである。

#### （イ）検討

##### 資金調達の必要性

##### （1）現状

過去9年間のうち8年間に於いて当期利益が赤字となり、経営不振が続いたために、財政状態が非常に厳しく、時価総額が上場廃止基準に抵触する状態が継続しているため、大規模事業の推進や新規事業への先行投資も著しく困難な状態にあると考えられる。

## (2) 新たな事業計画

当社は再生可能エネルギー事業において、将来性が高いと思われるバイオマス事業、その他の事業に約2億80百万円を投入する計画であり、これらは将来の不確実性はあるものの、経営判断として合理性がある。

### 資金調達方法の相当性

借入、普通社債の発行は、直近の経営不振により困難な状態であると認められる。また、時価総額の引き上げには寄与しない。次に株主割当増資については、当社は平成26年3月にライツ・オフリングを実施したが、その際の権利行使は25.7%にすぎず、今回の場合も、前回以上に資金調達の不確実性を伴うことが予想される。

一方、第三者割当による方法であれば、比較的早期に時価総額10億円を達成することで、既存株主の利益にも資する。しかしながら、当社は平成27年4月に、新株予約権の発行が中止に追い込まれた経緯があり、その際と同様の繰り返しを単純に行うだけでは不確実性が大きいと言わざるを得ず、本委員会では、資金使途の実在性及び確実性を裏付ける基礎資料を入手し、確認し、本件がより慎重な提案過程を経ているとの心証を得た。

### 割当先の選択の相当性

上記の観点から、当社が取締役の創業者中村氏、社外役員西島氏に割り当てることは当社要望を満たすものであった。

- (1) 両名の行使方針が当社の資金需要と株価動向を勘案するものであること
- (2) 両名が事業を適時に把握できる立場にいること
- (3) 本新株予約権に取得条項が設けられていること
- (4) 両名が反社会勢力となんら関係がないことが調査されていること
- (5) 譲渡においては取締役会の承認が必要であり、株式売却にあたっては、市場に過度な影響を与えるような売却は控えること
- (6) 当社からの説明が適切であること。

ただし、リスクとして以下のようなことが存在する。

- (1) 権利行使の不確実性
- (2) 権利行使された株式が売却された場合の市場リスク。ただし、両名は当社取締役であるため、こういった事態を避けるインセンティブは働く。

### 両名の新株予約権の引受についての法的リスク

- (1) 本件が有利発行にあたる場合には株主総会の特別決議を経なければならないが、本新株予約権の払込価格は公正であると認められるので、有利発行にはならず、株主総会を経なくても会社法に抵触はしない。
- (2) 両名の新株予約権の引受が財産上の利益 = 役員報酬にあたる場合は、株主総会の普通決議が必要となるが、払込価格が公正価格と一致しており、かつ公正価格の算定は相当であると認められるので、役員報酬には該当しない。

### 発行条件の相当性

- (1) 払込価格の相当性はプルータス・コンサルティングの報告書にて、特に不合理な点は見受けられず、相当である。
- (2) 行使価格について、時価の93%としたことについては、当社株式が、上場廃止基準の猶予期間にあることを踏まえ、相当であると認められる。

### 取締役会決議によることの相当性

今回の割り当てに関しては、以下の理由により、取締役会決議によりこれを行おうとすることはやむ得ないと考えられる。

- (1) 臨時株主総会の開催には資金需要が間に合わないこと
- (2) 中村健司氏が全株の権利を行使しても、50%を超えず、支配株主にならない旨を表明している。
- (3) 当社の株主構成上、1%を超える株主が、創業者一族を除くと7名しかいないこと

（４）当社の株主総会出席率は50%前後を推移している。今回、臨時総会を開催したとしても、定足数を満たさない虞があること。

独立第三者からの意見入手による本第三者割当実施の相当性

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、平成28年10月6日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第31期）及び四半期報告書（第32期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月6日）までの間において生じた追加すべき事項は以下のとおりです。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の追加事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成28年10月6日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（追加事項）

#### (9) 大規模な第三者割当による株式価値の希薄化について

平成28年10月6日開催の当社取締役会において、第三者割当による第6回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数18,416個（平成28年3月31日現在）に対して、本新株予約権の目的となる株式数600,000株に係る割当議決権数は6,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で32.58%となります。その結果、本新株予約権が発行された場合、本件は大規模な第三者割当に該当するため、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期事業年度）提出日（平成28年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月6日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成28年7月4日臨時報告書

#### 1 提出理由

平成28年6月27日開催の当社第31期定時株主総会におきまして、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された日

平成28年6月27日

##### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、中村健治および西島修の2氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小坂岑史、奈良洋および松井孝夫の3氏を選任する。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、アスカ監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率(%) (注3)	可否 (注1)
第1号議案					
中村健治	10,357	224		97.63	可決
西島修	10,343	238		97.50	可決
第2号議案					
小坂岑史	10,347	231		97.54	可決
奈良洋	10,340	238		97.47	可決
松井孝夫	10,324	254		97.32	可決
第3号議案	10,344	237		97.51	可決

(注) 1 決議事項が可決されるための要件

第1号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案

出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 2 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は18,416個であります。
- 3 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を加算しておりません。

平成28年10月6日臨時報告書

#### 1 提出理由

当社は、平成28年10月6日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社エール(以下、エール社といいます)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。また、本株式交換の効力発生により、エール社の子会社である株式会社エールケンフォーが当社の特定子会社(孫会社)に該当することとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1 . 本株式交換の決定について(企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告内容)

## (1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社 エール
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿2 - 28 - 11 - 204
代表者の氏名	代表取締役 中村 健治
資本金の額	1525万円
純資産の額	3050万円
総資産の額	3050万円
事業の内容	民生用電気機器及びLED照明の開発

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

エール社は、平成28年9月12日に設立したため、直近の決算期において売上及び利益は計上されておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
中村健治	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。
人的関係	代表者の中村健治は、提出会社の取締役です
取引関係	特筆すべき事項はございません。

## (2) 本株式交換の目的

当社は、創業以来、お客さま施設のエネルギー使用状況の調査、省エネルギー設備導入の提案及び施工、省エネルギー設備導入効果の検証・削減保証を行う省エネルギー事業を推進して参りました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災後に端を発した電力供給の逼迫及び電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。

電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー市場は、太陽光発電設備の急増等、急激に拡大することとなりました。

このような事業環境の大きな変化の中、当社は、太陽光関連事業を中心とした、再生エネルギー事業を中心とする事業構造への戦略転換を進め、前々期の営業赤字から、前期、黒字転換することに成功いたしました。

しかしながら、再生エネルギー事業の事業環境変化は激しく、今後の当社成長性をより確実なものにするには、太陽光以外のエネルギーによる「再生エネルギー事業」と、新たな事業環境に対応した「省エネルギー事業」の構築を行い、この2つの柱を充実させ、より強固な事業構成を構築することが急務であります。

一方、当社創業者であり、本年6月の定時株主総会にて当社取締役役に就任した、中村健治氏が経営する株式会社エールは、株式会社エールケンフォアの親会社であり、株式会社エールケンフォアでは、再生エネルギー関連事業、省エネルギー関連事業を展開しております。

株式会社エールケンフォアでは、寒冷地向け太陽光発電用パネル(シャープ製。太陽の動きに合わせてパネルの方向が変わる、自動追尾システムを装填)を取り扱い、これまでは発電設備の設置対象とならなかった、寒冷地における太陽光発電設備の需要を開拓しようとしております。

現在新潟県妙高市での運用を続けております、当該商材の開発・運用については、積雪による影響のデータ収集後、他地域での商品投入を展開する予定であります。

また、省エネルギー事業については、次世代LED、特殊塗料などを展開しております。

我が国では、2020年までに、すべての新築住宅および建築物に対し、省エネルギー基準への適合が義務化されていきます。

こういった省エネルギー需要への対応に伴い、株式会社エールケンフォアにおいても、この分野の業績が順調に推移しております。

上記、再生エネルギー事業におけるエールケンフォア社の実績・技術、省エネルギー事業における開発力・実績・販売網を当社グループ内に内製化することは、当社グループの今後の成長に大きく寄与することと判断し、本簡易株式交換による連結子会社化を決議いたしました。

### (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### 本株式交換の方法

平成28年10月6日に締結した株式交換契約に基づき、平成28年10月27日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社エールを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	エール社 (完全子会社)
株式交換比率	590	1
株式交換により交付する株式数	普通株式：359,900株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式359,900株を発行し、株式会社エールの株式1株に対して、当社普通株式590株を割当交付いたします。

#### その他の株式交換契約の内容

当社が、株式会社エールとの間で平成28年10月6日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

## 株式交換契約書

株式会社省電舎(本店：東京都港区芝大門二丁目2番11号 以下「甲」という)と株式会社エール(本店：東京都渋谷区恵比寿二丁目28番11-204号 以下「乙」という)とは、株式交換に関し、次のとおり契約を締結する。

(株式交換の目的)

第1条 甲および乙は、乙を甲の完全子会社とするため、株式交換(以下「本株式交換」という)を行う。

(本株式交換の効力発生日)

第2条 本株式交換がその効力を生じる日(以下、「効力発生日」という。)は、平成28年10月27日とする。ただし、本株式交換手続の進行に応じる必要のあるときには、甲、乙協議の上、これを変更することができる。

(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

第3条 甲は、本株式交換に際し、効力発生日前日の最終の乙の株式名簿に記載または記録された株主に対し、各株主が所有する乙の普通株式1株に代わり、同1株につき、甲の株式590株をもって、それぞれ割当交付する。

2 前項の新株式は、普通株式とする。

(増加すべき資本金および資本準備金の額)

第4条 本株式交換により、甲の資本金および資本準備金の額は変動しないものとする。

(本株式交換契約承認総会)

第5条 甲は、会社法第796条3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により甲の株主総会の決議によって本契約の承認を要することとなった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

2 乙は、平成28年10月22日に開催予定の乙の株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換手続の進行に応じ必要のあるときは、甲、乙が協議をし合意の上、乙の株主総会開催日を変更することができる。

(善管注意義務)

第6条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行および財産の管理・運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うときには、あらかじめ甲、乙協議し合意の上、実行するものとする。

(本株式交換条件の変更および本契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲、乙協議の上、本契約に定める条件を変更または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、効力発生日の前日までに、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第5条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 第5条第1項ただし書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合

## (協議事項)

第9条 本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙各代表者の記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年10月6日

甲 東京都港区芝大門2丁目2番11号

株式会社省電舎

代表取締役 鷓澤 利雄

乙 東京都渋谷区恵比寿2丁目28番11-204号

株式会社エール

代表取締役 中村 健治

## (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

## 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区 代表者野口真人)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社およびエール社の株式価値の算定について、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、ブルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、株式会社エールとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

## (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社省電舎
本店の所在地	東京都港区芝大門二丁目2番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 鷓澤 利雄
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	再生エネルギー関連事業 省エネルギー関連事業

## 2. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

## (1) 当該異動に係る特定子会社(孫会社)の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

名称	株式会社 エールケンフォー
住所	東京都港区六本木7丁目15番10
代表者の氏名	代表取締役 中村 健治
資本金の額	6000万円
事業の内容	再生エネルギー事業省エネルギー

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0%
異動後	1,550個(予定)	50.99%

## (3) 特定子会社となる会社の3年間の業績推移

決算期	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
純資産	13百万円	57百万円	188百万円
総資産	9百万円	194百万円	856百万円
売上高	0.7百万円	529百万円	1,768百万円
営業利益	0百万円	27百万円	217百万円
経常利益	0百万円	27百万円	217百万円
当期純利益	0百万円	21百万円	131百万円
1株当たり当期純利益(円)	65.65円	12,977.79円	43,123.84円
1株当たり年間配当金(円)	0円	0円	0円
1株当たり純資産(円)	51,259.63円	13,237.39円	150,409.04円

注) 株式会社エールケンフォーの平成28年8月期は、未監査ではありますが、売上高17億円、経常利益225百万円の見込みとなっております。

## (4) 当該異動の理由及びその年月日

## 異動の理由

本株式交換の実施により当社の完全子会社となる株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーの平成27年8月末現在の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に相当することとなります。なお、本株式交換の実施は、平成28年10月22日予定の株式会社エールの定時株主総会の承認が得られていることを条件としております。

## 異動の年月日

平成28年10月27日(予定)

以上

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第1四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月15日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年9月15日 関東財務局に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社省電舎  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員	公認会計士	田中 大丸 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	吉田 一郎 印
業務執行社員		

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日開催の取締役会において資金の借入を決議し、平成28年4月15日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成27年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社省電舎の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社省電舎が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

株式会社省電舎  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 田中 大丸 印

指定社員

業務執行社員

公認会計士 吉田 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日開催の取締役会において資金の借入を決議し、平成28年4月15日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月15日

株式会社省電舎  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 田 中 大 丸 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 吉 田 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。